

令和3年第4回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和3年4月23日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時33分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長		仮議長			
委員 出席 状況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	岡 安 広		出席	1	長 澤 い と		出席
	2	岩 上 賢		出席	2	川 野 信 之		出席
	3	関 山 功 一		欠席	3	齋 藤 光 則		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	渡 邊 明 子		出席
	6	小 野 田 憲 司		出席	5	神 田 潔		出席
	7	山 下 幸 一		出席	6	小 林 一 夫		欠席
	8	吉 田 敏 雄		出席	7	安 野 和 好		出席
	9	大 山 峰 夫		出席	8	清 水 清		出席
	10	安 藤 富司夫		出席	9	今 泉 志 江		出席
	11	荒 井 肇		出席				
	12	齋 藤 美佐夫		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		20名
	14	小 島 俊 雄		出席		欠席者		2名
参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		農政課		
事務局		事務局長	佐々木 雅美		局長補佐		本村 剛士	
		主査	大塚 一隆		主任		安藤 寛子	
		主任	塩村 孝太郎					
説明員		主査	大塚 一隆		主任		安藤 寛子	
		主任	塩村 孝太郎		農政課		新井 和久	
		農政課	大寫 康正		農政課		矢野 友基	

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について
- (3) 白岡市農用地利用集積計画の決定について
- (4) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) 令和3年度事業関係予算について
- (6) 令和3年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (7) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻前ではございますが、4月の人事異動により異動がございましたので、異動となった職員について紹介をさせていただきます。 (局長より異動者を紹介)
局長	それでは、定刻となりましたので令和3年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございます。よろしくお願いいたします。 なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の「傍聴人心得」を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員12名、推進委員8名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に吉田委員、大山委員を指名いたします。
<u>日程第1 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として追認するための申請です。 申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断されますが、昭和45年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地として使用されていることが、昭和45年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われます。

議長	説明が終了しました。これから番号１の現地確認の報告を委員にお願いいたします。
委員	議案第８号 番号１ 農地法第４条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、４月１８日に現地を確認致しました。現地案内図は１ページです。 今回の申請地は、事務局説明のとおり昭和４５年以前から宅地の一部として利用されており、追認申請となります。申請人にお会いできまして、今後も宅地の一部として利用されるそうです。 従いましてこの案件については、申請理由や申請地の状況から転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。
議長	報告が終了しました。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第８号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第９号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について</u>	
議長	日程第２ 議案第９号 農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び活動計画（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	別冊１を御覧願います。 農業委員会等に関する法律第３７条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の１つとして様式が定められております。毎年度４月総会で審議いただいております。今年度につきましても４月総会の議案として審議をお願いするものでございます。 構成としましては、１ページから１０ページが「令和２年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」となっております。昨年度作成した令和２年度の活動計画に基づき、令和２年度の実績と達成度等を記載しています。 続いて１１ページから１４ページが「令和３年度の目標及びその達成に向けた活動の計画（案）」となっております。令和３年度の活動計画と目標値等を記載しています。 事前に配布させていただいて、皆さまにはご確認いただいているところかと思ひ

	ますが、ご意見等ございましたらよろしくお願いします。 なお、活動の点検・評価で報告する実績数値については、県の指示に従い集計し記載しています。県のチェック後、市のホームページで公開します。集計の考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度報告させていただきます。
議長	説明が終了いたしました。これより御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については原案のとおり決定することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第 9 号については原案のとおり決定します。
<u>日程第 3 議案第 1 0 号 白岡市農用地利用集積計画の決定について</u>	
議長	日程第 3 議案第 1 0 号 白岡市農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。 〔農政課担当職員、事務局席へ移動〕
議長	本案につきましては農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。 これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	議案第 1 0 号 白岡市農用地利用集積計画の決定について、農政課からご説明いたします。 本計画は、平成 2 7 年度に中間管理事業を活用し、埼玉県農林公社を通じて担い手（●●●●）に貸している農地の期間更新にかかわるものでございます。 現存、存続期間は 6 年、設定期間が平成 2 7 年 1 1 月 1 日から令和 3 年 7 月 6 日までとなっておりますことから、農地所有者に更新の意向を確認したところ、期間再設定の申出があったため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条に基づき、農用地利用集積計画を定めるものです。 内容につきましては、再設定 8 件、筆数 1 8 筆、面積 1 4, 5 1 6 m² 設定する利用権は、存続期間 1 0 年とし、設定期間は、令和 3 年 7 月 7 日から令和 1 3 年 9 月 2 9 日となっております。 各利用権設定の詳細につきましては、4－2 頁以降の記載どおりとなりますので、説明は省略させていただきます。 農政課からの説明は以上でございます。

議長	計画の決定におきましては慎重な審議をお願いいたします。 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、白岡市農用地利用集積計画として決定すること で、御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１０号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第４ 議案第１１号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する 意見について</u>	
議長	日程第４ 議案第１１号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に 対する意見について を議題といたします。
議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定 に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいた させます。
農政課	それでは、議案第１１号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案） に対する意見について」説明させていただきます。 市は農用地利用配分計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９ 条第３項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされています。 意見を聴取する事項としては、６つあり、<u>農地</u>のすべてを効率的に利用している か、周囲の農地利用に悪影響を及ぼさないか、必要な農作業に常時従事する見込み であるか、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継 続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、また、業務執行役員の１人以上が 耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、そして、受け手希望者への農用地貸 付の適否となります。 それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び 位置図をご覧ください。 位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいております ので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、 御了承くださいますようお願い申し上げます。 今回の「農用地利用配分計画（案）」は、先ほど、議案第１０号で「農用地利用集 積計画の決定について」で御審議をいただきました農地に関する「農用地利用配分 計画（案）」でございます。 今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。

	借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。 今回の借受は、令和３年７月６日で貸借期間が満了するものの期間更新を目的としておりまして、借受け件数は１８件、引き続き、法人である「■■■■株式会社」が借受けを行うものでございます。 借受人の農業経営状況につきましては、平成２３年１２月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約１１．４ｈａで、そのうち全て農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。 今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。 また、こちらの法人は、主に青ネギ、白ネギを栽培しております。 以上が借受人の説明です。 市といたしましては、農業経営状況等から判断して、借受人に貸借することについては、支障なしと考えます。農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。 最後に今後のスケジュールについて説明します。 農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画及び配分計画に係る意見書を提出します。農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可されることとなっております。 効力発生日は令和３年７月７日を予定しています。
議長	説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第１１号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第８号から第１１号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項１ 農地法第５条第１号第７号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項１ 農地法第５条第１項第７号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は３件でございます。 総会資料の７ページ目を御覧願います。 番号１につきましては、長屋住宅敷のための転用です。

議長	番号２につきましては、住宅敷拡張のための転用です。 番号３につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知についてを事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項２ 農地法第１８条第６項の規定による通知について でございますが、今回報告は７件でございます。 総会資料の８から１１ページ目を御覧願います。 番号１から７につきましては、令和３年３月３１日に届出のあったものです。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	全体の面積が１５，０００㎡程ありまして、賃借人が賃貸人に返すということですが、新たな借り手は見つかっているのか。
事務局	特段、後の方が決まっているという話は伺っておりません。今回は、耕作出来なくなってしまったため、返却すると伺っております。
委員	なるべく新たな方が見つからないと、不耕作地、耕作放棄地となってしまうので、懸念されるところです。
議長	借手の方が、体調を崩して耕作出来なくなってしまったと話を聞いています。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項３ 令和３年度事業関係予算について</u>	
<u>協議報告事項４ 令和３年度白岡市農業委員会活動計画（案）について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項３から４について事務局から一括して内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項３ 令和３年度事業関係予算について、令和３年度事業関係予算について御説明いたします。１２から１５ページが資料です。

	6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費といたしまして、29,980,000 円（29,980 千円）。詳細につきましては、予算書のとおりとなります。
議長	協議報告事項 4 令和 3 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について今年度の農業委員会の活動計画となります。よろしくお願いします。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 5 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	○白岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に対する意見について ・委員の皆さんからご提出いただき誠にありがとうございました。 ・指針に対する意見については、来月の総会で議案として提出しまして、議決をいただく予定でございます。 ○農地利用最適化推進 1・1・1 運動の報告について ・2 年度 1・1・1 運動の活動状況については、委員の皆さんからご提出いただきました報告書を基に集計し、埼玉県農業会議に報告させていただきます。 ・1・1・1 運動への取組み、誠にありがとうございました。 ○農業委員会活動記録の提出について ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 ・次回の提出の際から、提出方法を変更させていただきます。報告月のページのみを冊子からミシン目に沿って切り離していただき、提出くださるようお願いいたします。 ・なお、記録簿の返却については、翌月の総会時を予定しております。 ○来月の農地パトロールについて ・5 月 6 日 吉田・安藤委員・日勝地区推進委員 ・5 月 18 日 小島委員・篠津地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。

	<u>上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</u> ○来月総会 ・ 5 月 2 4 日（月）午前 9 時 ・ 議事録署名委員の吉田委員、大山委員（欠席の場合は、安藤委員、荒井委員）の両委員は来月印鑑をお願いします。 ○農地利用の推進化施策等に関する意見の提出について ・ 毎年、埼玉県農業会議に対しては農地利用の推進化施策に関する意見・農林関係税制改正に関する要望を、白岡市に対しては農業施策に対しての要望を提出しております。 ・ 案を事務局側で作成し、委員の皆様の意見をいただいたものを意見として提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。 ・ 案を事務局から後日郵送させていただきます。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前 9 時 3 3 分】